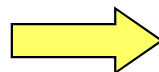
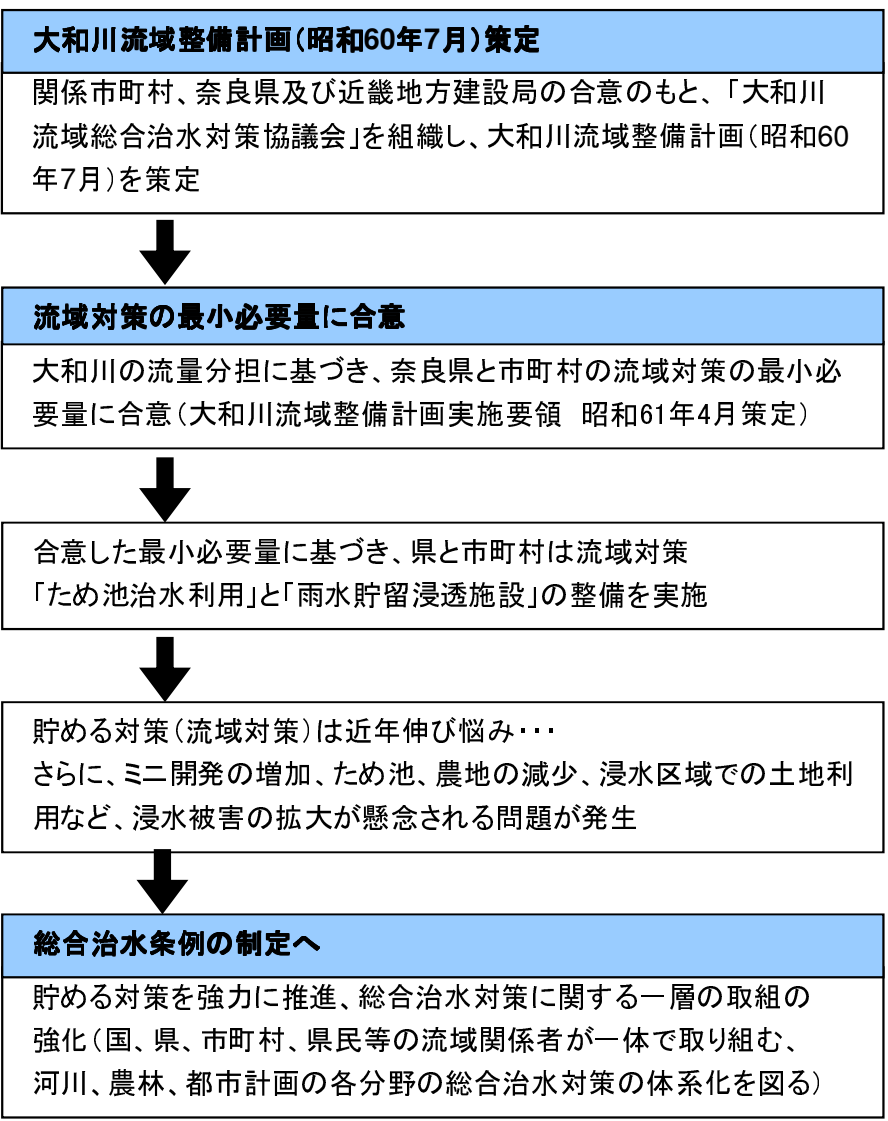


■ 大和川流域整備計画は、「大和川流域の関係機関(国、県、関係市町村)からなる大和川流域総合治水対策協議会における合意により決定された計画をいう」ということで、あるが、この計画の具体的な中身等がわからない。

- ・ 奈良県における大和川流域において、関係25市町村(現24市町村)、奈良県及び近畿地方建設局(現近畿地方整備局)の合意のもとに、これらの機関からなる「大和川流域総合治水対策協議会」を組織し、総合的な治水対策を講ずるための検討を進め、大和川流域整備計画(昭和60年7月)を策定。
- ・ 大和川流域整備計画は、総説、流域の現況、流域整備の基本方針、治水対策、流域対策、その他から構成。整備にあたっての基本方針、流量配分、対策内容を明示。
- ・ 大和川の流量配分に基づき、奈良県と市町村の流域対策(雨水貯留浸透施設及びため池治水利用)の最小必要量に合意。
- ・ 合意した最小必要量に基づき、県と市町村は流域対策を実施するが、近年伸び悩み。浸水被害の拡大が懸念される問題が発生。
- ・ まだ、最小必要量が確保できていないことを踏まえ、貯める対策を強力に推進、総合治水対策に関する一層の取組の強化→総合治水条例の制定



奈良県と市町村の流域対策の最小必要量

機 関 名	雨水貯留浸透施設対策量 (m³)	ため池治水利用対策量 (m³)	機 関 名	雨水貯留浸透施設対策量 (m³)	ため池治水利用対策量 (m³)
奈 良 市	14,610	310,500	田 原 本 町	2,440	29,700
大 和 高 田 市	3,790	18,300	高 取 町	1,080	18,900
大 和 郡 山 市	5,410	71,700	明 日 香 村	540	15,900
天 理 市	3,520	65,700	新 庄 町	1,080	22,500
橿 原 市	6,770	40,200	当 麻 町	810	17,500
桜 井 市	5,140	30,300	香 芝 町	2,710	55,300
御 所 市	4,060	48,900	上 牧 町	1,350	21,600
生 駒 市	5,410	62,700	王 寺 町	1,350	21,600
平 群 町	1,350	20,700	広 陵 町	1,900	32,400
三 郷 町	1,080	25,800	河 合 町	1,350	19,500
斑 鳩 町	1,630	29,700	大 淀 町	-	1,500
安 堵 町	540	9,400	小 計	69,000	1,000,000
川 西 町	810	6,700	奈 良 県	50,000	700,000
三 宅 町	270	3,000	合 計	119,000	1,700,000

昭和57年8月洪水以降も、平成19年に1000戸以上の浸水被害が発生している

附則1 今後早急に検討するものについては、成案が出来次第、実施要領の変更により、具体的内容を組み込むものとする。
【大和川流域整備計画実施要領】

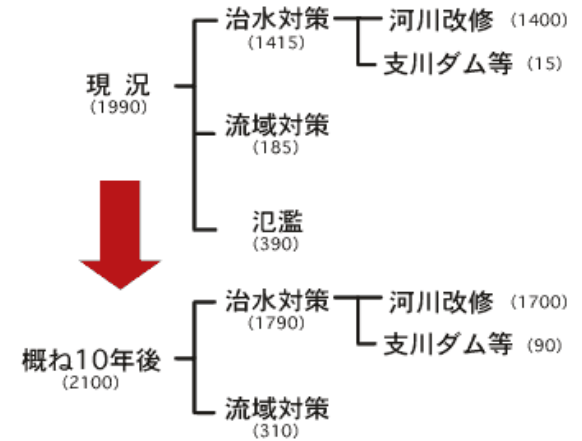
大和川流域整備計画 目次

- 1. 総説
- 2. 流域の現況
 - (1) 流域の概要
 - (2) 土地利用
 - (3) 人口
 - (4) 浸水実績
- 3. 流域整備の基本方針
 - (1) 治水機能による地域区分の必要性
 - (2) 地域区分
 - (3) 流域整備の基本方針
- 4. 治水対策
 - (1) 現況
 - (2) 対策
- 5. 流域対策
 - (1) 保水地域の流域対策
 - (2) 低地地域の流域対策
- 6. その他

1. 総説
 近年の河川流域の開発に伴う洪水の流出形態の変化と人口・資産の集中により、各地で河川災害が発生し、多くの人命と莫大な財産が失われている。このことに鑑み、大和川流域においても治水施設の整備を鋭意推進している。
 しかしながら、急速な都市化の進展、さらには将来にわたる都市の発展を考えた場合、治水施設の整備をより重点的に実施するとともに、流域がもつべき保水・遊水機能の確保及び適切な土地利用の誘導等の措置を図る必要が生じている。
 これを受けて、奈良県における大和川流域において、関係25市町村、奈良県及び近畿地方建設局の合意のもとに、これらの機関からなる「大和川流域総合治水対策協議会」を組織し、総合的な治水対策を講ずるための検討を進め、大和川流域整備計画を策定した。

3. 流域整備の基本方針
(1) 流域整備の前提
 流域整備は、治水対策と流域対策の2本の柱からなり、期間は概ね10年間を目標とする。
(2) 治水対策の基本方針
 長期的な治水計画は、大和川水系工事実施基本計画に基づいて整備を進めるが、当面の目標として、大和川にあっては、昭和57年8月降雨を対象とするものとし、支川は概ね10年に1回程度の降雨を対象として、改修するとともに、ダム等の建設を促進する。これにより市街地及び市街化の予想される区域の浸水防止を図るものとする。
(3) 流域対策の基本方針
 流域内においては、
 ①現在有している保水機能を積極的に保全するものとする。
 ②適性な土地利用を図るものとする。
 以上の基本方針に基づいた流域整備計画における流量分担は、下図のとおりである。

5. 流域対策
(1) 保水地域の流域対策
 ①市街化調整区域を極力保持することにより、市街地の無秩序な拡大を抑制する。
 ②保水機能の役割を有している森林・緑地等の自然地を積極的に保全する。
 ③新規開発地については、民間・公共施設ともに開発による流出増を抑制するため、防災調整池等の設置を積極的に図っていくものとする。
 ④流域内のため池を極力保持するとともに、治水容量の確保を積極的に図っていくものとする
 ⑤既開発地については、公共公益施設を中心に現在の機能を損なわない範囲で出来る限りの雨水貯留施設(浸透施設を含む)を設置するよう努めるものとする。
(2) 低地地域の流域対策
 ①保水地域と同様な対策を講ずるものとする。
 ②下水道事業等におけるポンプ排水施設については河道の改修状況と整合のとれた計画とする。
 ③現在、水田等に利用され、当面市街化しないと予想される地域では、盛土、残土処分等を抑制し土地の保全に努める。

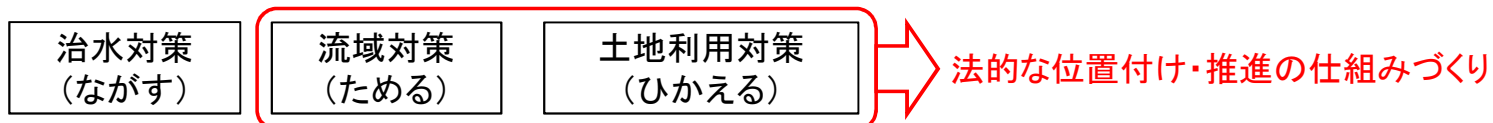


流量配分図

(参考) 河川整備計画、流域整備計画、条例の関連性

大和川流域における総合治水に関する条例(奈良県)

- 総合治水の基本事項を定め、総合治水を計画的かつ協働して推進するための条例を制定
- 関係者の適切な役割分担並びに相互の連携・協力により推進



大和川流域整備計画(大和川流域総合治水対策協議会)

- 関係市町村、奈良県及び近畿地方整備局の合意のもと、総合的な治水対策を講ずるための検討を進める
- 大和川流域整備計画実施要領で国・県・流域市町村の取組目標を設定

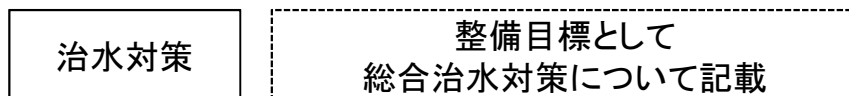


● 経緯

昭和60年7月 大和川流域整備計画策定
昭和61年4月 大和川流域整備計画実施要領策定

大和川水系河川整備計画(奈良県)

- 河川法に基づく法定計画
- 今後20年間で実施する県管理1級河川の整備内容(県の整備目標)を圏域毎に設定



● 経緯

平成 9年6月 河川法改正
平成14年8月 大和川水系河川整備計画平城圏域策定
大和川水系河川整備計画生駒いかるが圏域策定
平成22年3月 大和川水系河川整備計画布留飛鳥圏域策定
平成23年9月 大和川水系河川整備計画曾我葛城圏域策定